第15回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

●事業報告
主要な事業内容
主要な事業所
従業員の状況
主要な借入先
会社の株式に関する事項
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

●連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

●計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.jpmc.jp/）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

日本管理センター株式会社

主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

(1) 当社の主要な事業内容

当社は、主な事業として不動産オーナーから不動産物件（賃貸マンション、賃貸アパート等の賃貸住宅）を一括して借上げ、これを一般入居者に転貸する、一括借上（サブリース）を行っております。

(2) 株式会社JPMCエージェンシーの主要な事業内容

株式会社JPMCエージェンシーは主な事業として、不動産の賃貸の斡旋及び仲介並びに管理を行っております。

(3) 株式会社JPMCアセットマネジメントの主要な事業内容

株式会社JPMCアセットマネジメントは主な事業として、収益不動産を中心とした売買の斡旋、仲介を行っております。

(4) 株式会社JPMCファイナンスの主要な事業内容

株式会社JPMCファイナンスは主な事業として、貸金業及び家賃の滞納保証を行っております。

(5) 大阪琺瑯株式会社の主要な事業内容

大阪琺瑯株式会社は主な事業として、不動産の賃貸を行っております。

(6) 株式会社JPMCアカデミーの主要な事業内容

株式会社JPMCアカデミーは主な事業として、不動産経営に関するセミナーの企画、運営を行っております。

主要な事業所（平成28年12月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

名　　称	所　在　地
本社	東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
関西支社	大阪市中央区本町二丁目６番10号
中部支社	名古屋市中区新栄一丁目７番７号
九州支社	福岡市博多区博多駅前四丁目２番１号
北海道支社	札幌市北区北８条西四丁目１番１号
仙台支店	仙台市宮城野区鉄砲町西１番地の14
広島支店	広島市南区的場町一丁目２番16号

(2) 子会社の事業所

名　　称	所　在　地
株式会社JPMCエージェンシー	東京都江東区森下一丁目16番10号
株式会社JPMCアセットマネジメント	東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
株式会社JPMCファイナンス	東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
大阪琺瑯株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
株式会社JPMCアカデミー	東京都千代田区丸の内三丁目４番２号

従業員の状況（平成28年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
110名	３名増

（注）上記従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）37名は含んでおりません。

主要な借入先（平成28年12月31日現在）

(1) 当社

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,000,822千円
株式会社三井住友銀行	318,839千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	228,640千円

(2) 子会社

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　53,280,000株

(2) 発行済株式の総数　19,025,600株（自己株式900,184株を含む。）

(3) 株主数　4,048名

(4) 単元株式数　100株

(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ムトウエンタープライズ	4,008,800株	22.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	624,900株	3.45%
株式会社明和不動産	604,000株	3.33%
ＭＢＣ開発株式会社	480,000株	2.65%
武藤　英明	374,700株	2.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	362,000株	2.00%
山口　貴弘	332,000株	1.83%
武井　大	330,000株	1.82%
ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー）アカウントノントリーテイー	310,129株	1.71%
十河　浩一	290,000株	1.60%

（注）１．当社は自己株式を900,184株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 新株予約権の行使により発行済株式の総数が158,400株増加いたしました。

② 平成27年12月24日開催の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により取得した自己株式

取得した株式の種類及び数　普通株式　900,000株

取得価額の総額　1,184,400,000円

取得した日　平成27年12月25日から平成28年１月28日まで

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬　16百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　16百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認する等の必要な検証を行ったうえで、当事業年度の監査計画及び報酬見積額の妥当性を検討した結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的に開催する取締役会において各取締役から職務執行状況について報告するとともに、監査等委員会による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行状況を定期的に取締役に報告させるとともに、内部監査室において、内部監査規程に基づいて計画的な内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を文書管理規程の定めに従って、保管する。

b．当該文書の閲覧又は謄写について取締役及び監査等委員会から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

人事総務部及び財務部は、日常的に継続してリスク対策等の状況の把握・検証に努め、損失の危険性が高まったと判断される状況となった場合には、ファイナンス&アドミニストレーション本部長を通じて即座に代表取締役及び監査等委員会にその内容を報告し、速やかに必要な対策を講じる。

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、取締役会を毎月１回定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

b．内部監査室は、その各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に内部監査を実施する。

⑥ 当社の子会社の取締役等による職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

a．子会社に対しては、取締役若しくは監査役を当社より派遣して子会社取締役の職務執行の監督又は監査を行う。

b．当社の取締役会又は執行役員会において決議・報告がなされる事項のほか、以下の事項を代表取締役又はファイナンス&アドミニストレーション本部長を通じて取締役会又は執行役員会に報告する。

イ．当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項

ロ．内部監査室が実施した子会社内部監査の結果

ハ．コンプライアンス上重要と判断される事項

ニ．当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報

ホ．その他監査等委員会が職務執行上報告を受ける必要があると判断される事項

⑦ 当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社子会社の代表取締役は、当社の取締役会（毎月１回開催）または執行役員会（毎週１回開催）に参加し、代表取締役より職務執行状況について報告する。

b．当社の監査等委員会または子会社の監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

⑧ 当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の使用人の職務の執行状況を定期的に当社子会社の取締役に報告させるとともに、内部監査室において、計画的な子会社内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

⑨　当社の子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社子会社は、各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を代表取締役または各部門長の監督の下、保管する。当該文書の閲覧または謄写について当社の取締役及び監査等委員会から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

⑩　当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

人事総務部及び財務部は、当社子会社について日常的に継続してリスク対策等の状況の把握・検証に努め、損失の危険性が高まったと判断される状況となった場合には、ファイナンス＆アドミニストレーション本部長を通じて即座に代表取締役及び監査等委員会にその内容を報告し、速やかに必要な対策を講じる。

⑪　当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社子会社の代表取締役は、当社子会社の取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社の取締役会（毎月１回開催）または執行役員会（毎週１回開催）に参加する。また、子会社の各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

ｂ．内部監査室は、子会社の各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に子会社内部監査を実施する。

⑫　監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ａ．当社グループには、現在、監査等委員会の職務補助者は設置していないが、監査等委員会から職務補助者設置の要請があった場合にはこれに応じる。その場合、監査等委員会の職務補助者の人事異動等については監査等委員会と事前に協議し、職務補助者の取締役からの独立性を確保するように十分に留意する。

ｂ．監査等委員会から当該要請が行われない間は、ファイナンス＆アドミニストレーション本部長またはファイナンス＆アドミニストレーション本部長の指名する者（子会社においては代表取締役または代表取締役の指名する者）が必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。

ｃ．当該職務補助者は取締役をはじめ組織上の上長の指揮命令を受けないこととする。

⑬　監査等委員会へ報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ａ．取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、当社及び子会社の取締役、使用人は以下の事項を監査等委員会に報告する。

イ．当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項

ロ．内部監査室が実施した内部監査の結果

ハ．コンプライアンス上重要と判断される事項

ニ．当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報

ホ．その他監査等委員会が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項

ｂ．前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益を受けないよう公益通報者保護に関する規程に基づき報告者を保護する。

⑭　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．各監査等委員は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査等委員は必要に応じて代表取締役に対して必要な調査・報告等を要請することができる。

ｂ．監査等委員会による会計監査については、各監査等委員が当社グループの会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、実効性を高める。

ｃ．各監査等委員または監査等委員会は監査を行うために必要な外部の専門家等への調査、鑑定または事務委託の費用を請求することができる。

⑮　反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。

平素より、警察、顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力対応を実施し、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記（1）の業務の体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①　コンプライアンスに対する取組みの状況

・毎月開催の取締役会において、当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメントの対応状況について、主管部署より報告を受けました。

・当社グループは、経営理念、法令遵守等を記載したクレドを全役職員に配布しております。この内容は社員入社時に説明を行い、入社後は毎朝の朝礼において読み合わせを行っているほか、全社会議、支店会議で代表取締役社長執行役員が自ら説明を行い、全役職員への浸透を図っております。

・当社グループは、問題等の早期発見と是正を目的として内部通報制度を運用しております。

・当社は、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を目的として、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の定例の協議会及び各種研修会に参加しております。

・内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。

②　職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社は平成28年３月30日に監査等委員会設置会社へ移行しました。

取締役会は監査役会設置会社として３回、監査等委員会設置会社移行後においては10回開催され、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行いました。

また、常勤監査等委員は監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人等からの情報収集、執行役員会等の重要な会議への出席並びに内部監査室との連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	430,044	329,998	2,952,032	△95	3,711,980
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	35,758	35,758			71,517
剰余金の配当			△516,410		△516,410
親会社株主に帰属する当期純利益			1,397,443		1,397,443
自己株式の取得				△1,184,400	△1,184,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	35,758	35,758	881,032	△1,184,400	△231,849
当期末残高	465,803	365,757	3,833,065	△1,184,495	3,480,130

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	118	118	10,533	3,722,632
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				71,517
剰余金の配当				△516,410
親会社株主に帰属する当期純利益				1,397,443
自己株式の取得				△1,184,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△63	△63	△10,533	△10,597
当期変動額合計	△63	△63	△10,533	△242,447
当期末残高	55	55	－	3,480,185

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

一　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　５社

連結子会社の名称　株式会社JPMCエージェンシー
株式会社JPMCアセットマネジメント
株式会社JPMCファイナンス
大阪琺瑯株式会社
株式会社JPMCアカデミー
当連結会計年度において、株式会社JPMCアカデミーを新規設立し連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15年～47年

工具、器具及び備品　２年～15年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し定額法（５年）により償却を行っております。

二　会計方針の変更

１．企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響額はありません。

２．平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

三　表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

(1) 「投資有価証券」の表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(2) 「未払金」の表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

四　連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建　　物	1,145,861千円
土　　地	2,175,678千円
計	3,321,540千円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	246,836千円
長期借入金	1,301,465千円
計	1,548,301千円

五　連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　　19,025,600株

２．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年３月30日定時株主総会	普通株式	226,404	12.00	平成27年12月31日	平成28年３月31日
平成28年８月15日取締役会	普通株式	290,006	16.00	平成28年６月30日	平成28年９月９日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年２月20日取締役会	普通株式	利益剰余金	290,006	16.00	平成28年12月31日	平成29年３月31日

３．当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

六　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金及び債券等に限定しております。

また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式であり、上場株式については市場価格等の変動リスク、非上場株式については発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は、入居者からお預りした敷金であり、入居者ごとに残高を管理しております。

変動金利による長期借入金は、金利変動のリスクに晒されておりますが、主として営業取引に係るものであり、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。連結子会社についても、当社グループの債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。投資有価証券のうち、非上場株式については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況を把握しリスクを管理しております。

② 市場価格の変動リスクの管理

投資有価証券のうち、上場株式については、定期的に時価を把握しリスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務部が適時に資金繰り見通しを策定し、当社グループ全体の資金管理を行うほか、安定した調達先の確保等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）２を参照ください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,976,953	3,976,953	―
(2) 売掛金	221,472	221,472	―
(3) 買掛金	238,883	238,883	―
(4) 未払法人税等	429,280	429,280	―
(5) 長期借入金（※）	1,548,301	1,548,301	―

※１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(3) 買掛金及び(4) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
長期預り保証金	1,888,403

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表に含めておりません。

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超
現金及び預金	3,976,953	－	－
売掛金	221,472	－	－
合計	4,198,425	－	－

（注）４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金（１年内返済予定含む）	246,836	246,836	246,836	194,441	39,996	573,356

七　賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、関東地区及びその他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む）を有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
4,514,787	4,752,000

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産評価額を基準としております。

八　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　192円01銭

２．１株当たり当期純利益金額　76円74銭

九　重要な後発事象に関する注記

株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分

当社は、平成29年２月13日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度の導入に際して締結される信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入すること、本信託の設定時期並びに当社が保有する自己株式900,184株のうち70,000株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ第三者割当により処分することを決議いたしました。

１．本制度の目的

本制度は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高めることにより、当社の株価及び業績向上に向けた従業員の意欲や士気を高め、もって中長期的な企業価値向上を図ることを目的として導入いたします。

２．本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対して当社株式を給付する仕組みで、当社は、従業員に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。本制度において従業員に給付する当社株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。

３．本信託の主な内容

(1) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(2) 信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること
(3) 委託者	当社
(4) 受託者	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）
(5) 受益者	株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
(6) 信託契約日	平成29年３月１日
(7) 信託設定日	平成29年３月１日
(8) 信託の期間	信託設定日から信託の終了まで （信託の終了日は定められておらず、本制度が継続する限り信託も継続いたします。）
(9) 当初信託金額	90,650千円
(10) 信託管理人	当社の従業員
(11) 議決権の行使	信託管理人の指図に従い受託者が議決権を行使
(12) 株式の取得	当社の自己株式処分の第三者割当により取得

４．第三者割当による自己株式の処分

(1) 処分株式数	普通株式70,000株
(2) 処分価額	１株につき金1,295円
(3) 処分価額の総額	90,650千円
(4) 処分方法	第三者割当の方法による
(5) 処分先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) 払込期日	平成29年３月１日

株主資本等変動計算書

（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	430,044	329,998	329,998	2,838,165	2,838,165	△95	3,598,113
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	35,758	35,758	35,758				71,517
剰余金の配当				△516,410	△516,410		△516,410
当期純利益				1,234,320	1,234,320		1,234,320
自己株式の取得						△1,184,400	△1,184,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	35,758	35,758	35,758	717,909	717,909	△1,184,400	△394,973
当期末残高	465,803	365,757	365,757	3,556,075	3,556,075	△1,184,495	3,203,140

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	118	118	10,533	3,608,766
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				71,517
剰余金の配当				△516,410
当期純利益				1,234,320
自己株式の取得				△1,184,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△63	△63	△10,533	△10,597
当期変動額合計	△63	△63	△10,533	△405,570
当期末残高	55	55	－	3,203,195

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

一　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15年～46年

工具、器具及び備品　２年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「長期前払消費税等」に計上し定額法（５年）により償却を行っております。

二　会計方針の変更

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

三　表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

(1)「有形固定資産」の表示方法の変更

前事業年度において、有形固定資産の各資産科目に対する控除科目として独立掲記しておりました「減価償却累計額」は、一覧性を高めることを目的として、当事業年度より各資産科目の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しています。

(2)「投資有価証券」の表示方法の変更

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

四　貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	532,630千円
土地	1,051,047千円
計	1,583,678千円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	206,840千円
長期借入金	571,458千円
計	778,298千円

２．有形固定資産の減価償却累計額

建物	143,544千円
工具、器具及び備品	37,772千円
その他	2,200千円
計	183,517千円

３．関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	57,696千円
短期金銭債務	46,724千円

五　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	249,473千円
営業取引（支出分）	110,598千円
営業取引以外（収入分）	5,894千円

六　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	184	900,000	―	900,184

（注）自己株式の増加は、平成27年12月24日開催の取締役会決議に基づき、公開買付の方法により自己株式を取得したものであります。

七　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
未払事業税等	23,535千円
未払賞与	14,214千円
未払法定福利費	1,816千円
貸倒引当金	31,900千円
資産除去債務費用否認	6,652千円
前受金	18,660千円
その他	776千円
繰延税金資産合計	97,556千円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△24千円
繰延税金負債合計	△24千円
差引：繰延税金資産純額	97,531千円

八　関連当事者との取引に関する注記

１．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	大阪琺瑯株式会社	所有 直接 100	役員の兼任 金銭の貸付 賃貸等不動産の管理	資金の貸付（注）１	892,000	関係会社短期貸付金	79,307
				資金の返済	68,157	関係会社長期貸付金	918,071
				担保の受入（注）２	773,336	－	－
				利息の受取（注）１	2,001	－	－

２．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ムトウエンタープライズ	被所有 直接 22.12	役員の兼任 賃貸等不動産の管理	自己株式の取得（注）３	988,579	－	－

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注）１．子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．当社の金融機関からの借入に対して、子会社が保有する賃貸等不動産を受け入れております。取引金額は、当事業年度末日現在の借入金残高を記載しております。

３．自己株式の取得につきましては、平成27年12月24日開催の取締役会決議に基づき、公開買付の方法により、買付価格を普通株式１株につき1,316円にて行っております。

九　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	176円72銭
１株当たり当期純利益金額	67円78銭

十　重要な後発事象に関する注記

株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分

当社は、平成29年２月13日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度の導入に際して締結される信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入すること、本信託の設定時期並びに当社が保有する自己株式900,184株のうち70,000株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ第三者割当により処分することを決議いたしました。

１．本制度の目的

本制度は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高めることにより、当社の株価及び業績向上に向けた従業員の意欲や士気を高め、もって中長期的な企業価値向上を図ることを目的として導入いたします。

２．本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対して当社株式を給付する仕組みで、当社は、従業員に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。本制度において従業員に給付する当社株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。

３．本信託の主な内容

(1) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(2) 信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること
(3) 委託者	当社
(4) 受託者	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）
(5) 受益者	株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
(6) 信託契約日	平成29年３月１日
(7) 信託設定日	平成29年３月１日
(8) 信託の期間	信託設定日から信託の終了まで （信託の終了日は定められておらず、本制度が継続する限り信託も継続いたします。）
(9) 当初信託金額	90,650千円
(10) 信託管理人	当社の従業員
(11) 議決権の行使	信託管理人の指図に従い受託者が議決権を行使
(12) 株式の取得	当社の自己株式処分の第三者割当により取得

４．第三者割当による自己株式の処分

(1) 処分株式数	普通株式70,000株
(2) 処分価額	１株につき金1,295円
(3) 処分価額の総額	90,650千円
(4) 処分方法	第三者割当の方法による
(5) 処分先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) 払込期日	平成29年３月１日